

給与等の口座振込に関する協定書

国立大学法人名古屋工業大学長（以下「学長」という。）と国立大学法人名古屋工業大学多治見地区事業場職員の過半数を代表する者は、給与等の口座振込に関し、次のとおり協定する。

（振込口座）

第1条 学長は、職員各人の同意を得て本人の指定する本人名義の口座に給与等を振り込むことができる。

（口座振込対象給与等）

第2条 口座振込の対象となる給与等は、毎月の給与、期末手当、勤勉手当及び退職金とする。

（金融機関の変更）

第3条 職員は、自由に口座振込の対象金融機関を指定することができる。ただし、金融機関を変更する場合は支払日の30日以上前に甲に申し出るものとする。

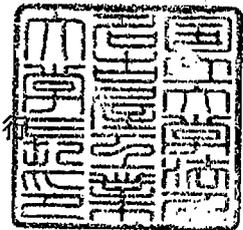
（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、労使いずれからも申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

平成18年3月31日

国立大学法人名古屋工業大学長

松井信



国立大学法人名古屋工業大学

多治見地区事業場職員過半数代表者

小澤正

